[事案 2020-289] 契約者貸付無効請求

・令和3年10月19日 裁定打切り

<事案の概要>

自分の了解なく契約者貸付が行われていたことを理由に、契約者貸付の無効を求めて申立て のあったもの。

<申立人の主張>

平成27年2月に契約した個人年金保険2件について、以下の理由により、契約者貸付を無効にしてほしい。

- (1)契約者貸付は、同居していた義子が、自分の了解なく行ったものである。
- (2) 自分は、義子に対して契約者貸付の代行を依頼したことも、代理権を与えたこともない。
- (3)保険会社は、契約者である自分の意思確認を怠っており、善意の第三者とは言えない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約者貸付の取引はオンライン取引であり、パスワード入力による申立人の意思確認および本人名義の口座への振り込みにより、取引の正当性を担保している。また、取引が行われる都度、取引事実確認のために申立人宛に取引内容通知を送付しているため、当社は必要かつ十分な管理・対応を実施しており、責任がない。
- (2) 仮に、申立人の義子による貸付金の不正詐取が事実であるとすれば、申立人と義子との間で解決すべきである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約者貸付時の事情等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件を判断するためには、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせ、宣誓の上、当事者については過料の制裁、証人については刑事罰の制裁を背景とし、相手方当事者の反対尋問権も保障されている裁判手続における証人(本人)尋問手続を経て、慎重な事実確認および法的な検討をすべきであり、裁判所の訴訟手続きにおいてなされるべきであると考えられることから、裁定手続を打ち切ることとした。